



# ŌMIYA NEWS



No.149

2025年2月28日

JR東労組大宮地本

## 申12号 「2025年3月ダイヤ改正について」に関する申し入れ

【全線共通】

2025年2月13日開催

1. 整理時間を変更とする根拠、箇所、担務を明らかにすること。また、列車遅延等により状況報告書等の記載に必要な時間は労働時間として扱うこと。

組合:整理時間を変更する箇所と担務はどこか?

会社:変更となる箇所と担務は



宇都宮統括センター乗務ユニット運転士と車掌  
 小山統括センター乗務ユニット運転士と車掌  
 大宮統括センター乗務ユニット運転士  
 浦和統括センター乗務ユニット南オフィス運転士

組合:削減する時間はどのように算出したのか?

会社:2024年5月17日に本MB第128号で一括示達された「運転士の運転状況報告の見直しにむけた試行の実施について」という通達で運転士に求められている運転状況報告書は「異状なしの場合、報告書提出不要」とし終了点呼時に口頭で報告とすることとしていた。試使用期間が5月17日の発出からダイヤ改正までとしていたことから、今ダイヤ改正3月15日より本実施とし報告書作成にかかる時間が必要なくなった事から減算する。また宇都宮統括センターと小山統括センターの車掌については宇都宮運輸区・小山運輸区発足時、運転士と同等の作業を指示していた事から整理時間の減算する事となった。

組合:削減となる時間は2分でよいか?また2分の根拠は何か?

会社:ダイヤ改正前とダイヤ改正後の退勤を比べると2分と見て取れる。異常が無い場合の状況報告書の記入に実際にかかる時間を実測して検証を行った。

組合:列車遅延が発生した場合は今まではどうなるのか?

会社:作成に要した時間、退勤点呼からはみ出した時間は従前どおり、実際にかかった時間を時間外労働として取り扱うこととなる。

組合:行先地で乗務合間に業務に関連した異常時対応等の電話で報告をした場合に、労働時間 B 以外の時間で報告に要した時間は労働時間として扱うのか?

会社:業務に関連した電話の報告に要した時間については、労働時間 B 以外の時間は労働時間として取り扱う。退勤時に電話報告した時間を乗務報告書に記載して報告をしてほしい。

行先地手当が無くなり、行路によっては労働時間 B が短く合間時間に賃金が発生していない時間が多い行路もあります。

行先地で業務に必要な電話報告に要した時間は労働時間となる事からしっかり乗務報告書に記載して報告していこう!!



組合:整理時間に行く乗務報告書作成に関して、作成に時間を要して退勤時間からはみ出した時間を時間外として扱う事。乗務合間での労働時間 A でも労働時間 B でもない時間に行った業務(電話報告等)については整理時間を活用して業務報告書に時間を記入して報告する事を確認させて頂いた。周知については、整理時間の見直しに伴い周知するものに付け加えて、時間外労働の報告として必要なものについても周知して頂きたい。

会社:しっかり社員の皆さんにお伝えするべきものは、箇所によってやり方は様々になると思うが、しっかりと支社から箇所に伝え周知していく。

これからも労働時間について、私たちもしっかり学び

正しい労働時間管理を求めていこう!!

つづく